

## 出向元事業所賃金補助額・負担額調書

※様式下部の記載要領を読んで記載すること。

①出向先事業所 ※名称のみで可	②出向労働者氏名	③被保険者番号 (4桁-6桁-1桁)	④支給対象期初日			⑤支給対象期末日			⑥支給対象 期の日数	⑦労働日に通常支払われる賃金の額			⑧記載要領4により 算定した額(円)	⑨記載要領5により 算定した額(円)	⑩助成率	⑪記載要領7により 算定した額(円)	⑫記載要領8により 算定した額(円)	⑬記載要領9により算定した額(円) (支給対象補填額)	
										イ(円)	ロ(円)	ハ(%)							
1			年	月	日	年	月	日											
2			年	月	日	年	月	日											
3			年	月	日	年	月	日											
4			年	月	日	年	月	日											
5			年	月	日	年	月	日											
6			年	月	日	年	月	日											
7			年	月	日	年	月	日											
8			年	月	日	年	月	日											
9			年	月	日	年	月	日											
10			年	月	日	年	月	日											
合計																			

## 【記載要領】

- ②欄以下は、出向先事業所ごとに上からまとめて記載してください。
- 本助成金等の対象となる出向の終了後6か月以内に当該労働者を再度出向させるものであった場合、当該労働者の出向は本助成金の支給対象とならないため、記載しないよう留意ください。
- ⑦イ欄及びロ欄は、それぞれ次の方法によって算出した額を記載してください。なお、イ欄、ロ欄及びハ欄は小数点を切り上げとしてください。
  - イ欄の額=【当該出向労働者の出向開始日の前日における時間外等の割増賃金の算定の基準となる1時間当たりの賃金】×【当該出向労働者の出向開始日前1週間に総所定労働時間数÷当該出向労働者の出向開始日前1週間に総所定労働日数】
  - ロ欄の額=【当該出向労働者の当該支給対象期の末日における時間外等の割増賃金の算定の基準となる1時間当たりの賃金の額】×【当該出向労働者の支給対象期の末日前1週間に総所定労働時間数÷当該出向労働者の支給対象期の末日前1週間に総所定労働日数】
 ※ただし、当該出向労働者が支給対象期の中途で出向を終了した場合は、ロ欄の額は以下となります。
  - ロ欄の額=【当該出向労働者の当該出向終了日における時間外等の割増賃金の算定の基準となる1時間当たりの賃金の額】×【当該出向労働者の出向終了日前1週間に総所定労働時間数÷当該出向労働者の出向終了日前1週間に総所定労働日数】
- ハ欄 (⑦ロ欄÷⑦イ欄) ×100で算出することで%表記としてください。
- ⑧欄には以下AとBのどちらか該当する方で算定して記入してください。
  - A 出向元事業所から賃金補助のある場合 (A型またはB型の場合)**
    - ⑧欄には、出向元事業主が出向先事業主に対して出向労働者の賃金（臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）について補助した額のうち支給対象期（当該出向労働者が支給対象期の中途で出向を終了した場合には、支給対象期の初日から出向終了日までの間。）において出向労働者の賃金に補填された額（その合計は、様式第6号(2)の⑥欄の合計と一致するもの。）を記載してください。
    - なお、出向元事業主が出向先に対して賃金の一部を補助するとともに、出向元事業主と出向先事業主の両方が賃金を支払う場合（B型の場合）は、上記で計算した額と、様式第6号(2)の⑨欄の額（e）を合算した額を⑧欄には記載してください。
  - B 出向元事業所から賃金支給のある場合 (C型またはD型)**
    - ⑧欄には、出向元事業主が当該支給対象期（当該出向労働者が支給対象期の中途で出向を終了した場合には、支給対象期の初日から出向終了日までの間）における出向労働者の賃金（臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）として支払った額のうち出向元事業主の負担額（その合計は様式第6号(2)の⑨欄の合計と一致するもの。）を記載してください。
- ⑨欄には、⑦イ欄×⑥欄×330/365×1/2によって算出した金額を記載してください。（小数点以下は切り捨てとしてください。）
- ⑩欄には、以下から該当する助成率を選択してください。
  - 通常制度  
中小企業：2/3 大企業1/2
  - 令和6年能登半島地震に伴う特例措置を利用してしている事業主で、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内の事業所  
中小企業：4/5 大企業2/3
- ※能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例においては出向の助成率の引上げはありませんので、中小企業：2/3、大企業：1/2となります。
- ⑪欄には、(⑧欄と⑨欄のいずれか低い方) ×⑩欄の助成率によって算出した金額を記載してください。（小数点以下は切り捨てとしてください。）
- ⑫欄には、雇用保険基本手当日額の最高額（令和7年8月1日時点で8,870円）×支給対象期日数×330/365により算出した金額を記載してください。（小数点以下は切り捨てとしてください。）
- ⑬欄には、⑪欄と⑫欄のいずれか低い方の金額を記載してください。